

◇ 令和2年度指定管理者事業評価書

施設名	常盤まちづくりセンター			指定管理料	利用料金	支出	経理の状況	施設運営の方針
施設所管課	まちづくり協働部	まちづくり協働課	初年度	19,035,000円	/	18,320,835	事業の実施に際し、無駄を省くように努め、効果的な予算執行が行われた。	利用者が安全・安心して利用できるような管理運営に努める。
施設HPアドレス	tokiwa@machikyousei.jp		2年度	19,061,000円				
指定管理者名	人と地域が輝く常盤協議会		3年度	19,187,000円				
指定期間	令和2年4月1日 ~ 令和7年3月31日		4年度	19,234,000円				
評価対象期間	令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日		5年度	19,393,000円				

●総合評価の基準		
5	☆☆☆☆☆	評価基準のすべてが☆☆☆以上で、かつ、最も多い評価が☆☆☆☆☆である
4	☆☆☆☆	評価基準のすべてが☆☆☆以上で、かつ、最も多い評価が☆☆☆☆である
3	☆☆☆	評価基準の最も多い評価が☆☆☆である
2	☆☆	評価基準の最も多い評価が☆☆である
1	☆	評価基準に☆が1以上ある

○その他の項目	
公募・非公募の別	非公募
使用料・利用料金制の別	使用料
指定管理者による運営開始日	平成30年4月1日
施設の供用開始日	平成29年4月1日
指定管理導入前の運営形態	供用開始と同時に指定管理者制度を導入

◆総括評価を概括した総合評価の所見(成果・改善等)

●指定管理者の総合自己評価…	☆☆☆☆	●市(施設所管課)の総合評価…	☆☆☆
年度の管理・運営に係る事業目標(年度当初に記入)		事業目標および管理・運営に対する評価(事業年度終了後記入)	
草津市立地域まちづくりセンター条例第3条に掲げる業務について、各事業を計画および実施する際には前例踏襲ではなく、地域の特色に合わせた事業展開が行えるよう創意工夫に努める。また、センターにおいて利用者が安全・安心して利用できるような管理運営に努め、貸館件数や利用者数の増加を図る。		新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、各種事業の中止や昨年度と比較して貸館件数や利用者数の減少となったが、消毒や検温、人数制限など様々な感染防止対策を講じた上で、各種事業を展開して地域住民の交流の拠点として適正な管理運営に努められた。また、新たなPR活動の手段として、LINEを用いた情報発信など積極的に取り組まれた。	
事業目標および管理・運営に対する自己評価(事業年度終了後記入)		公募・非公募、使用料・利用料金制の導入についての効果の検証	
新型コロナ感染の影響により、年度当初は施設を閉館し、コロナ感染対策(事務所内・会議などで利用するため、アクリル板の購入、手指用の消毒液、清掃用の消毒液を各部屋に設置、センター入口に体温測定器を設置)を実施した。事業としては、学区民ふれあいまつり・学区民運動会や交通安全マナーアップ講習会、人権講習会等多くの人が集まる事業を中止せざるを得なかった。7月以降については、人数を制限した健康講座、高齢者生きがい講座、子どもを対象としたわんぱくプラザ活動、センター主催のやすらぎ講座を開催した。また、人数制限による「市長とまちづくりトーク」や今年度初めて、「議員とトーク」を開催し常盤学区や地域の問題点を共有する機会を設けた。さらに、協議会やまちづくりセンターを、今までの「広報ときわ」・「ミニときわ」や「ホームページ」に新たに「LINE」を使ってのPR活動を加え、より多くの人にまちづくりセンターを知ってもらう活動を行っている。		(応募状況等(非公募の場合は、非公募理由等)) 地域に根ざした文化芸術活動を通じ、本市の文化芸術の振興を図ることが出来る団体は現指定管理者以外にはなく、非公募による選定とした。 (利用者数の状況等) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、昨年度と比較して貸館件数や利用者数の減少となった。	

◇施設に係る主な指定管理業務	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくりセンターの運営および維持管理に関すること。 ・草津市立地域まちづくりセンター条例第1条の設置目的を達成するための事業の実施に関すること。 	

◆評価基準	
☆☆☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、その水準よりもはるかに優れた内容である
☆☆☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた内容である
☆☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、概ねその水準に沿った内容である
☆☆	仕様書・協定書等の基準は遵守し、若干の改善が必要な内容である
☆	仕様書・協定書等の基準を遵守しておらず、改善が必要な内容である

貸館等に関する業務（仕様書P3,4）				
評価項目		指定管理者の自己評価	市（施設所管課）の評価	
1	上半期評価	新型コロナウイルス感染対策により5月末まで閉館され、9月までの主な事業が中止となり、センターの貸館については、利用を自粛する自主教室が多く、9月になり、利用が徐々に増えてきたものの例年に比べ低調であった。	上半期評価	仕様書の基準を遵守し、貸館業務をはじめとする管理運営について適正に実施された。また、コロナ禍において、共有部分の消毒等適切な感染対策に努められた。
	☆☆☆☆		☆☆☆☆	
	下半期評価	下半期最大の事業が中止となり、また、第2波の新型コロナウイルス感染を迎え、利用の自主的な差し控えや少人数での会議等、人数制限化での開催となり例年の半分程度の落ち込みとなった。	下半期評価	上半期に引き続き仕様書の基準を遵守し、問題なく適正に実施された。貸館使用料の報告においては、毎月期限までに徴収した使用料を集計し、市に報告されるよう努められた。
	☆☆☆☆		☆☆☆☆	

施設および備品の維持管理等（仕様書P4～7）				
評価項目		指定管理者の自己評価	市（施設所管課）の評価	
2	上半期評価	仕様書に定める点検回数を遵守するとともに、必要に応じて迅速に設備の改修を行うことで、安全な施設管理に努めた。	上半期評価	仕様書の基準を遵守し、事故もなく安全な施設管理を行われた。
	☆☆☆☆		☆☆☆	
	下半期評価	仕様書に定める点検回数を遵守するとともに、調理室の鏡戸については、当センターは強風によくさらされ、土埃等が調理室内に入り込んでいたことから、今回、改善の修繕を行った。	下半期評価	上半期に引き続き仕様書の基準を遵守し、必要に応じて適宜設備の改修等を行うなど利用者の安全を保つ施設管理を行われた。
	☆☆☆☆		☆☆☆	

センター条例第3条に掲げる事業の実施に関する業務（仕様書P7～9）				
評価項目		指定管理者の自己評価	市（施設所管課）の評価	
3	上半期評価	新型コロナウイルス感染の影響により、5月末まで閉館になった。6月から開館となったものの、主な事業が中止に追い込まれた。新しく、「LINE」による広報活動を、今までの「広報ときわ」「ミニときわ」「ホームページ」に追加配信し、センター等活動のPRに務めた。	上半期評価	仕様書の基準を遵守し、住民ニーズに応じた地域情報誌やHPを用いてセンターの活動等のPRに努められた。また、新たな取り組みとして公式LINEを用いた情報発信にも努められた。
	☆☆☆☆		☆☆☆	
	下半期評価	センターでの多人数を集めての事業が行えなくなり、少人数での講座や事業の開催予定や結果について「ミニときわ」や「LINE」でのPR活動を積極的に行った。	下半期評価	上半期に引き続き仕様書の基準を遵守し、地域情報誌やHP、LINEを用いたセンターのPRや情報発信に努められた。
	☆☆☆☆		☆☆☆	

経営管理に関する業務（仕様書P9,10）				
評価項目		指定管理者の自己評価	市（施設所管課）の評価	
4	上半期評価	コロナ渦の中、5月から新規採用者1名を加え6名体制となった。喫茶運営に伴い、食品衛生責任者講座を受講。	上半期評価	仕様書の基準を遵守し、職員の配置など適正な経営管理に努められた。
	☆☆☆☆		☆☆☆	
	下半期評価	12月末で職員1名が退職し、5名体制となった。経費節減のため、貸館時間の事前に空調調整を行い、急激な電力上昇を避ける対策を実施した。	下半期評価	上半期に引き続き仕様書の基準を遵守し、職員の配置など適正な経営管理に努められた。
	☆☆☆☆		☆☆☆	